

## みどり市骨髓ドナー助成金交付要綱

令和元年 6 月 25 日  
告示第 16 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「骨髓バンク」という。)が行う移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成 24 年法律第 90 号。次条において「法」という。)第 2 条第 5 項に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業(第 3 条において「骨髓バンク事業」という。)において、骨髓又は末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)の提供を行う者に対してみどり市骨髓ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、最終同意(骨髓バンク事業において、骨髓等の提供に関する同意書に署名及び押印することをいう。以下同じ。)をした後に骨髓等の提供を行った者又は骨髓等の提供が中止された者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓等の提供を行った日(最終同意をした後に骨髓等の提供が中止された場合にあっては、最終同意をした日)において、市内に住所を有していること。
- (2) 骨髓等の提供に伴う検査、入院等に係る休暇を 7 日以上取得することができる制度を設けている企業、団体等に属していないこと。
- (3) 他の地方公共団体等から骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

### (助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、次に掲げる通院、入院又は面談(それぞれ骨髓等の採取のための手術及び当該採取に関連した医療処置によって生じた健康被害によるものを除く。以下「通院等」という。)に要した日数に 2 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髓等の提供(最終同意をした後に骨髓等の提供が中止された場合にあっては、骨髓等の提供の中止)につき 14 万円を限度とする。

- (1) 骨髓等の提供に係る健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血又は顆粒球コロニー刺激因子製剤の注射のための通院又は入院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院等(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髓等の提供を行った日から60日以内(最終同意をした後に骨髓等の提供が中止された場合にあっては、最終同意をした日から90日以内)に、みどり市骨髓ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類
  - (2) 通院等に要した日数を証する書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、みどり市骨髓ドナー助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めたときは、みどり市骨髓ドナー助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和元年6月25日から施行する。